

平成の開国と私たちの暮らし
～ 農の再生と活力ある国づくりを目指して～

目次

○ 政府の方針	1
Ⅰ 日本の現状と将来への不安	2
Ⅱ 日本を取り巻く国際環境	8
Ⅲ 我が国が取り組むべき課題	19
Ⅳ 経済連携の具体的な取組み	38

政府の方針

政府は、昨年11月、世界中の主要国と高いレベルの経済連携を進める旨の基本方針を決定。

包括的経済連携に関する基本方針(平成22年11月9日閣議決定) のポイント

- 世界の主要貿易国との間で、高いレベルの経済連携を推進。
- 同時に、必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進。
- 高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てる。
- TPPについては、情報収集を進めながら対応(情報収集を進め、6月を目途に交渉参加について結論)。

I. 日本の現状と将来への不安

- 人口の減少により、食品も工業品もサービスも、国内市場は縮小する恐れ。
- 地方では、産業の空洞化が進むとともに、農業は担い手が確保できなくなるおそれ。日本人の意識も内向化している。

地域社会では、農業、工業、流通・サービス業が密接に関連し、一体で地域を支えている。
しかし、農業も工業も大きな課題に直面している。



兼業農家は地域の工場にとって有力な労働力

工場は地域の有力な雇用先。

工場勤務者は地元商店・レストランの顧客。

地域の農産物を地元の商店街で販売

地域の農産物を食材に使ったレストラン



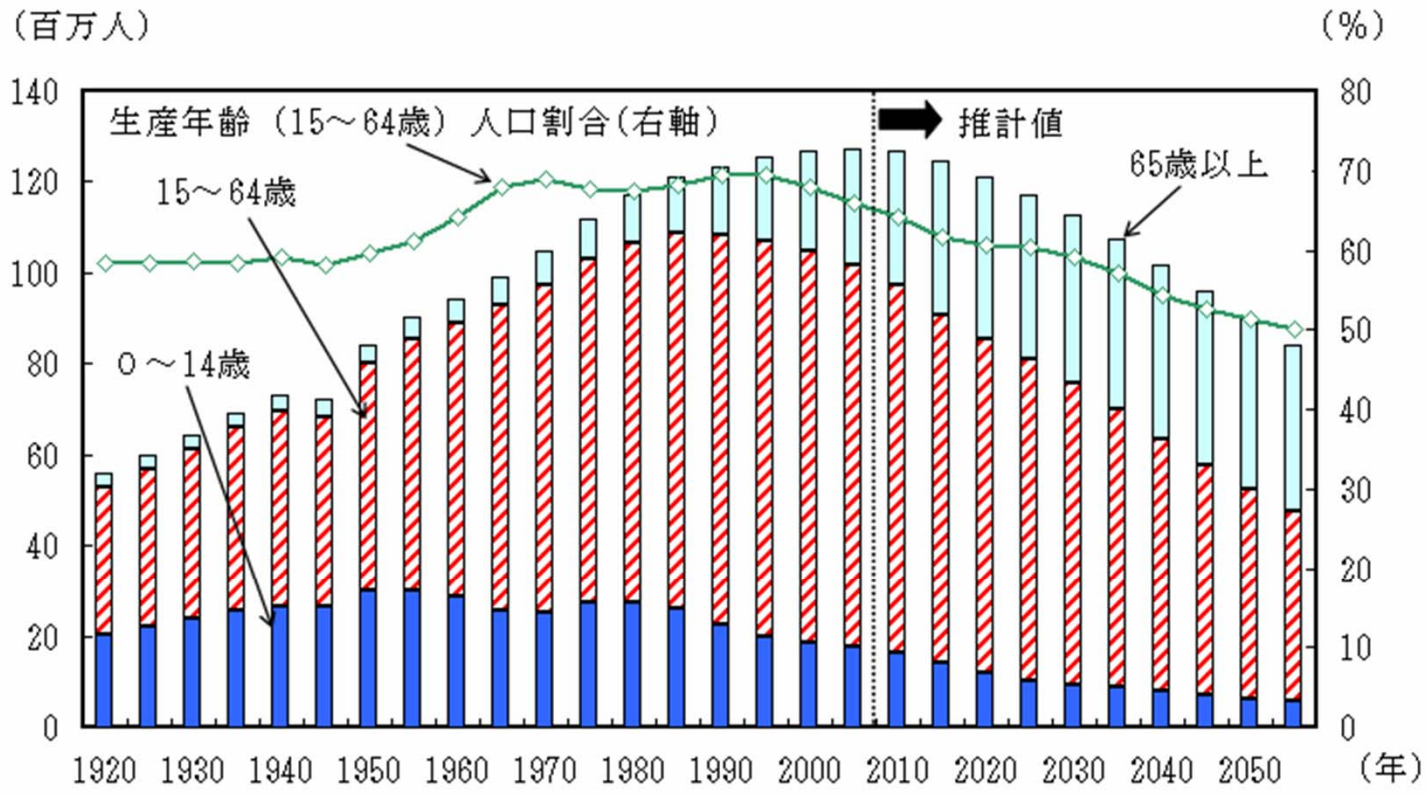
地域の農産物を地元で加工し、販売



人口が減っている。

- 総人口の減少による需要減少により、国内市場が縮小する恐れ。

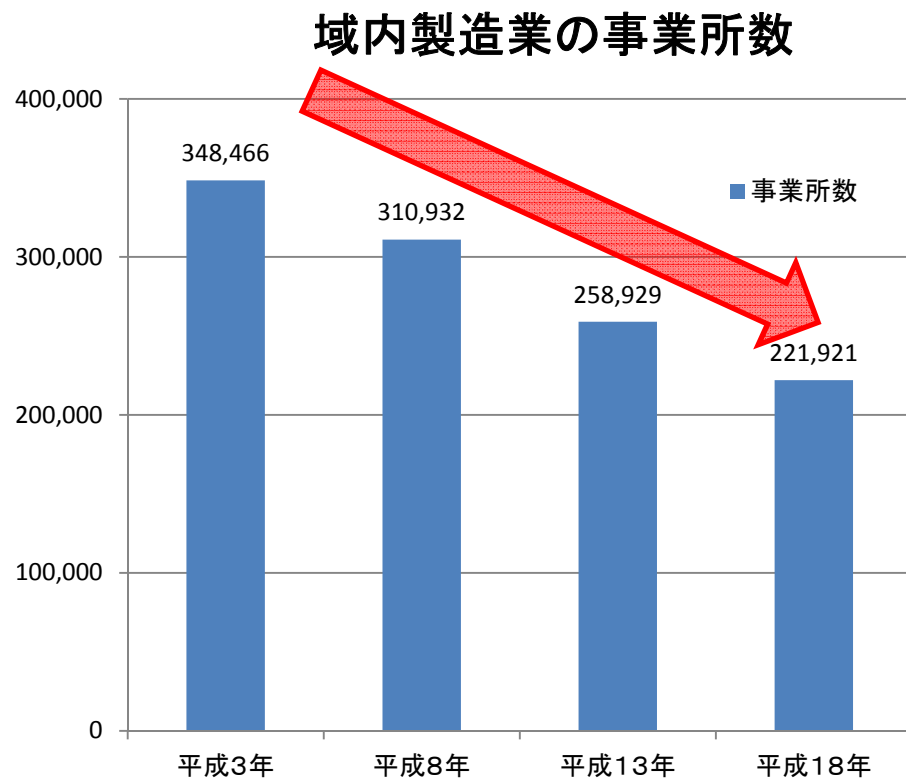
日本の総人口の推移



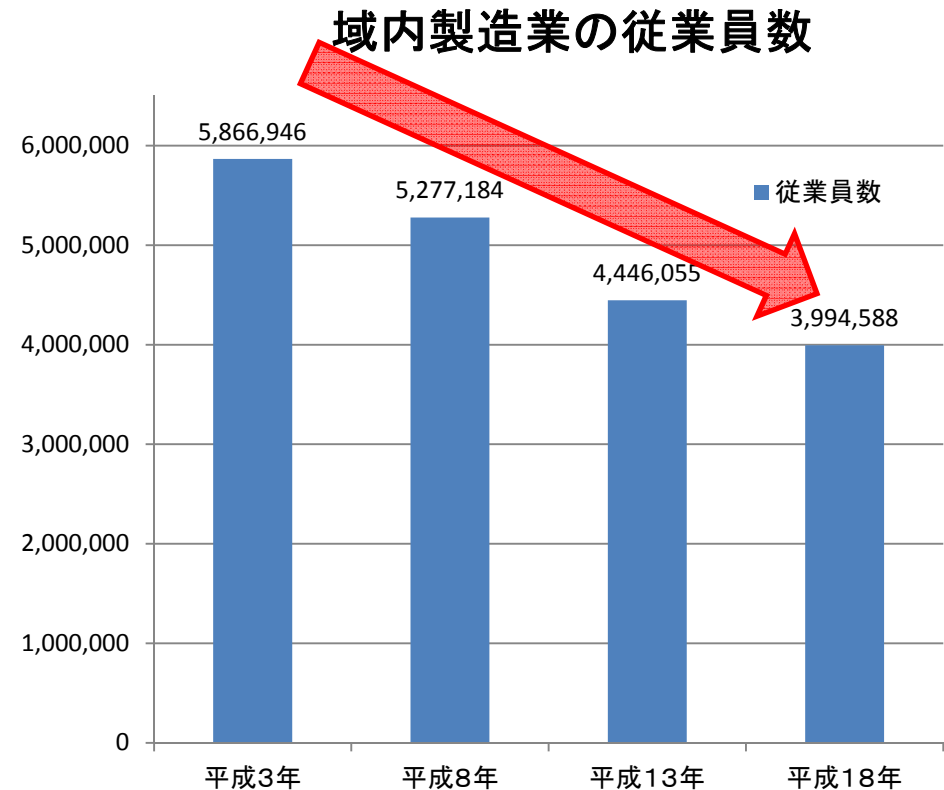
【出所】 内閣府 平成19年度年次経済財政報告

工場等が減り、雇用が減っている。

- 関東地方では、この15年間で事業所数は約4割(約13万ヶ所)、雇用は約3割(187万人分)減少。



出所:総務省「事業所・企業統計調査」



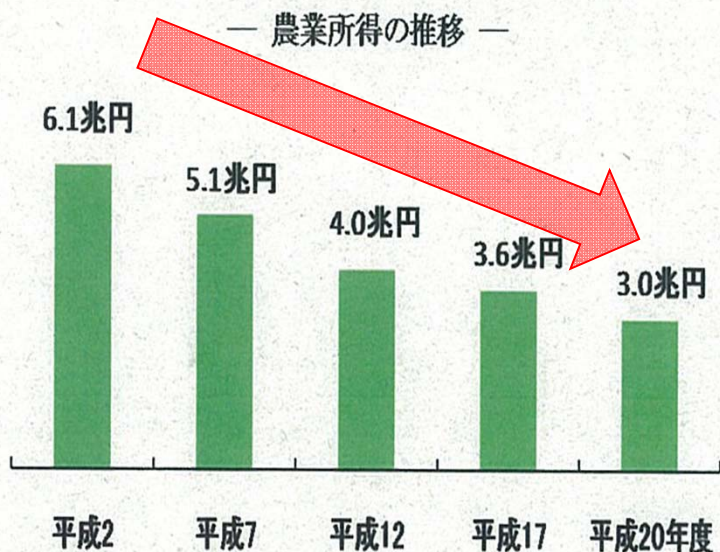
出所:総務省「事業所・企業統計調査」

* 関東地方：1都10県＝茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県

農業は担い手が確保できなくなるおそれ。

- 15年間で、農業所得は半減。農業人口は約4割減。
- 高齢化が進み、農業従事者の平均年齢は66歳。
- 農地は減り続けている。(50年間で148万ha。福島県、長野県とほぼ同じ面積)

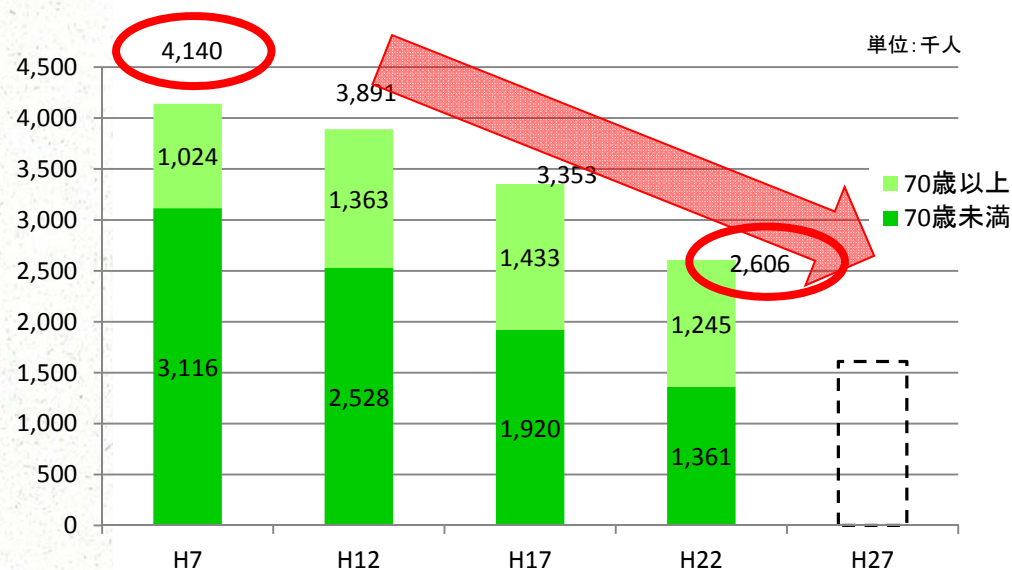
【15年間で農業所得は半減】



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注：農業純生産とは、「農業総生産－固定資本減耗（減価償却引当額＋災害額）－間接税＋経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

【15年間で農業人口は150万人減少】



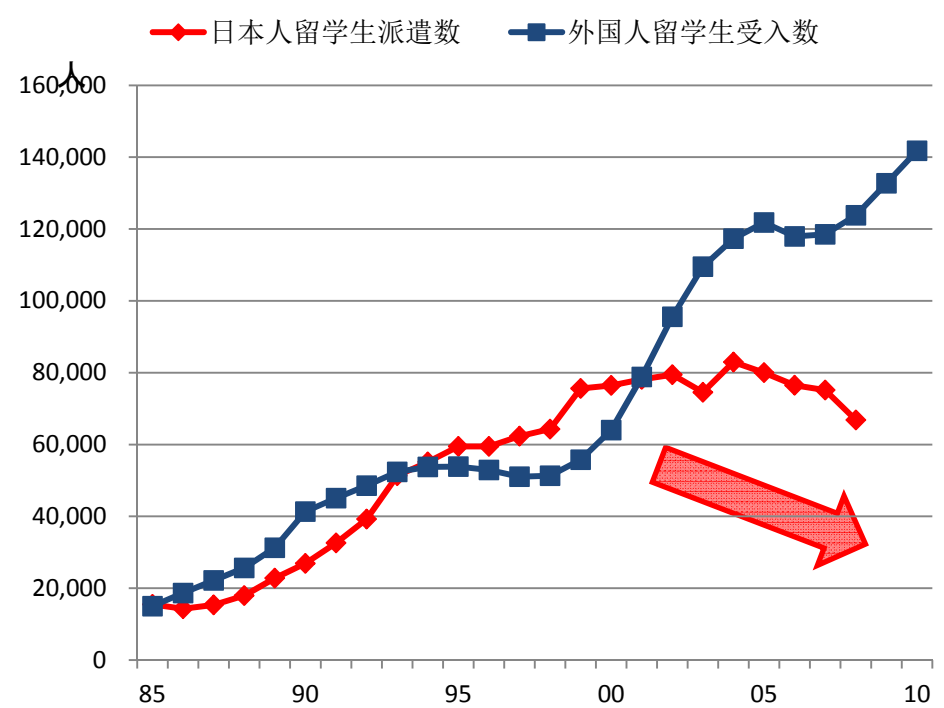
資料：農林水産省「農林業センサス」

注：平成22年については概数値。

若者を中心に日本人の意識が内向き化している。

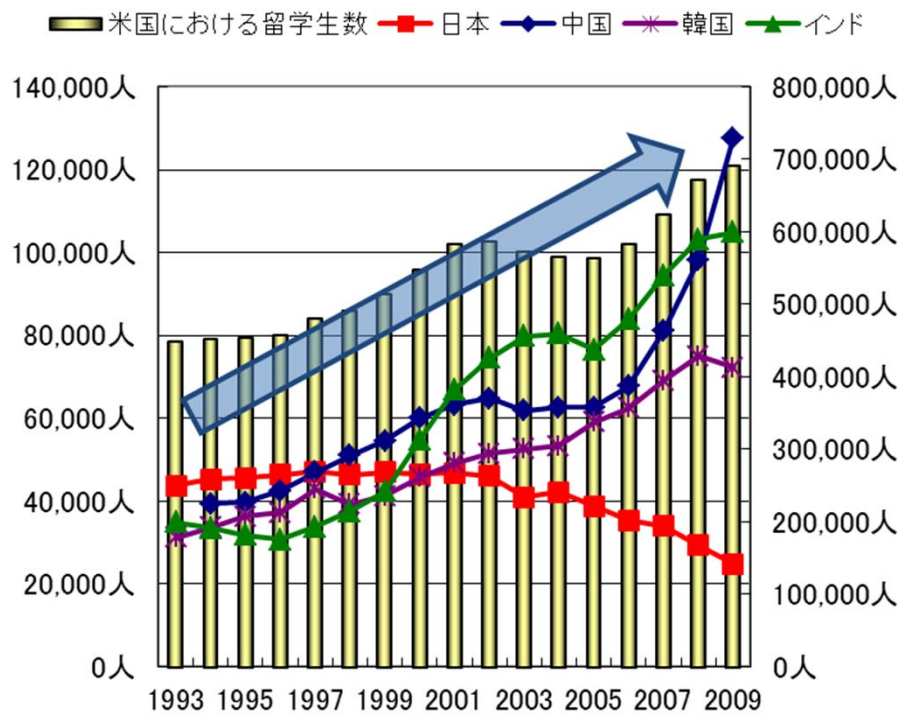
- 日本に留学する外国人は増えているが、日本から海外への留学は減少。
- 米国では、日本人留学生の減少の一方で中国・インド・韓国の留学生が著しく増加。

日本⇄海外の留学生数



【出典】受入れ：文部科学省、日本学生支援機構調べ
派遣：OECD、IIE、ユネスコ文化統計年鑑等調べ

米国における主要国の留学生数



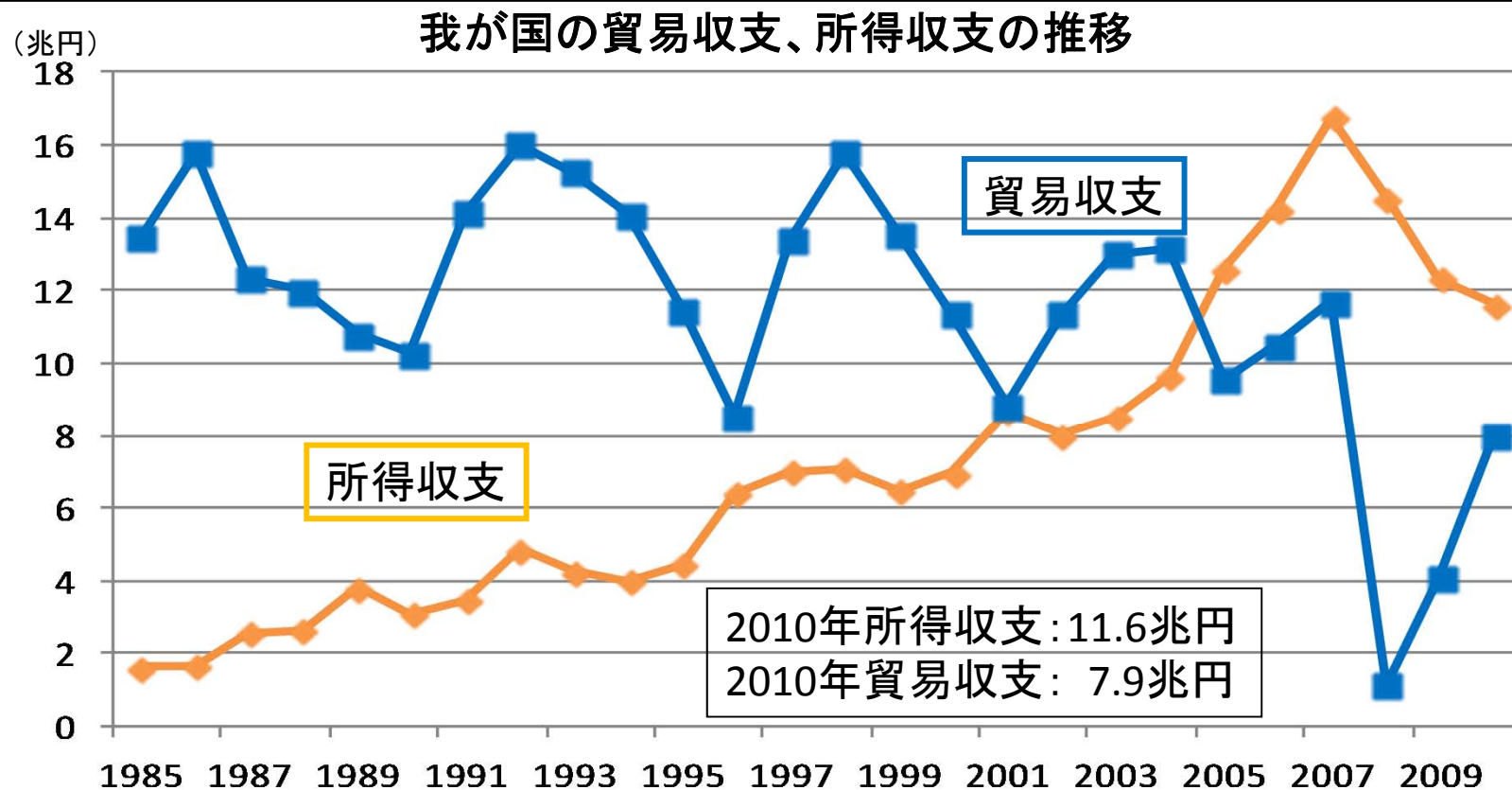
出典：IIE「Open Doors」

Ⅱ．日本を取り巻く国際環境

- 世界経済における日本の地位は低下傾向。
- 他方で、アジアを中心に世界市場は拡大。
- 特定国・地域の間で貿易・投資を進めるEPA／FTAが急速に拡大しており、韓国等が先行している。

国際収支は、①貿易と②海外からの投資収入で構成される。

- 貿易だけではなく、投資を通じた経済活動の国際化は不可避の流れ。
- 近年は所得収支の黒字が拡大。
- 貿易収支・所得収支を両方とも確保していくことが必要。

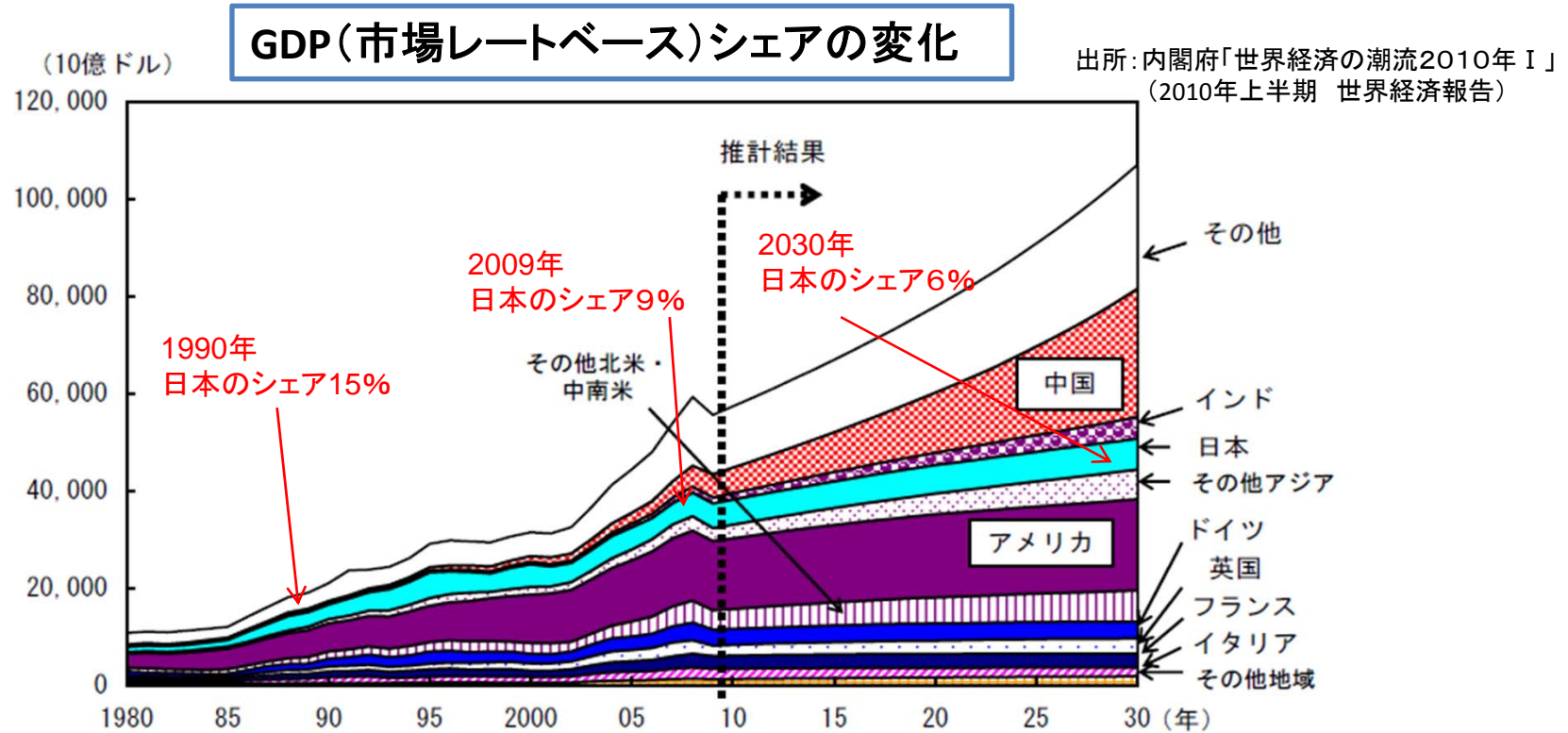


資料:財務省/日本銀行「国際収支統計」から作成

(注) 貿易収支: 物やサービスの貿易からの稼ぎ(収入と支出の差)
所得収支: 海外への投資からの稼ぎ(収入と支出の差)

中長期的に、日本経済の地位は低下する。 一方で、アジアを中心に大きな市場が成長。

- 世界のGDP中のシェア 日本 1990年 15% → 2030年 6%
中国 2% → 25%

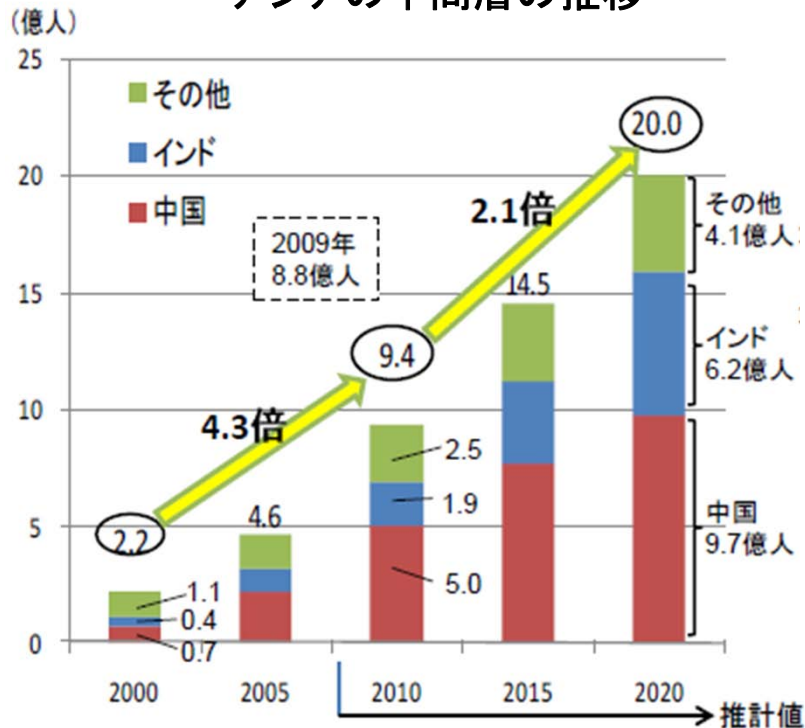


(備考) 「その他アジア」はインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、香港、韓国及び台湾。「その他北米・中南米」はアルゼンチン、ブラジル、メキシコ及びカナダ。「その他地域」は南アフリカ共和国及びオーストラリア。

アジアには巨大な消費市場が誕生する。

- アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。
- 2020年には、アジアの個人消費の規模は、我が国の4.5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶ。

アジアの中間層の推移



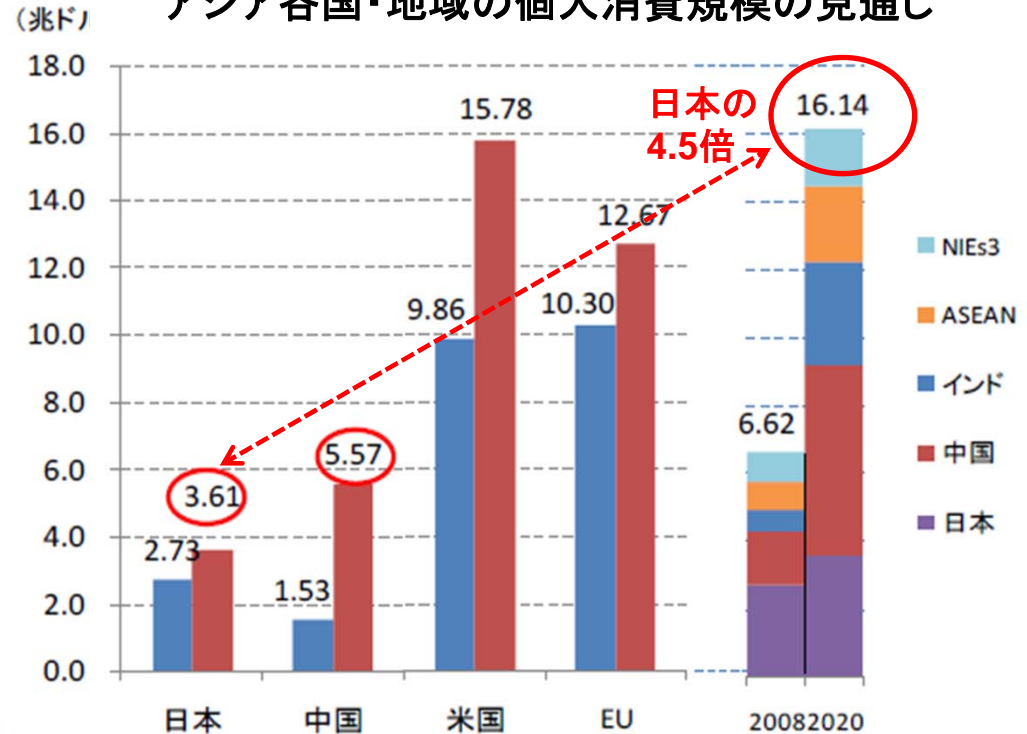
備考: 世帯可処分所得の家計人口。アジアとは中国・香港・台湾・韓国・インド・インドネシア・タイ・ベトナム・シンガポール・マレーシア・フィリピン。

2010年、2015年、2020年はEuromonitor推計値。

資料: Euromonitor international 2010から作成。

※アジアの中間層とは、世帯年間可処分所得が5,000ドル以上35,000ドル未満の所得層。

アジア各国・地域の個人消費規模の見通し



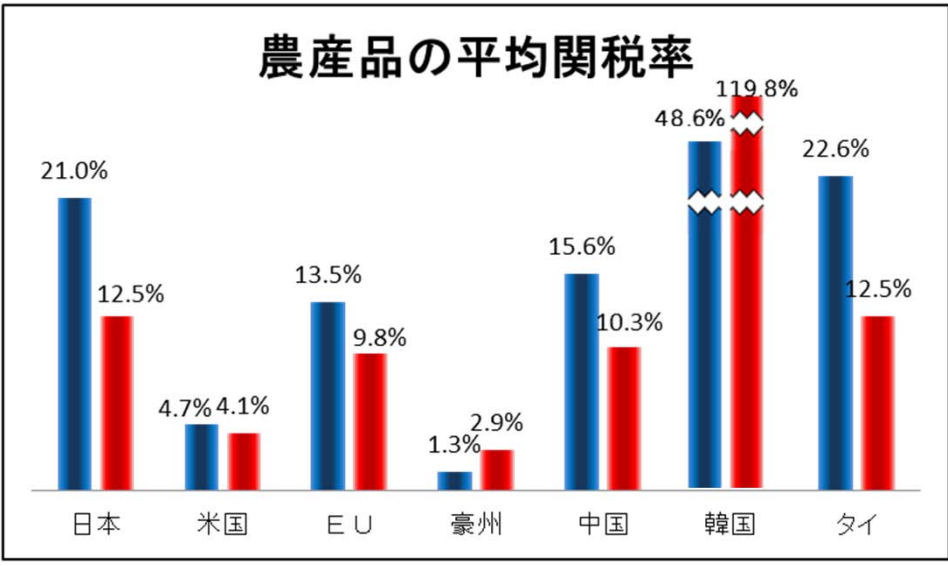
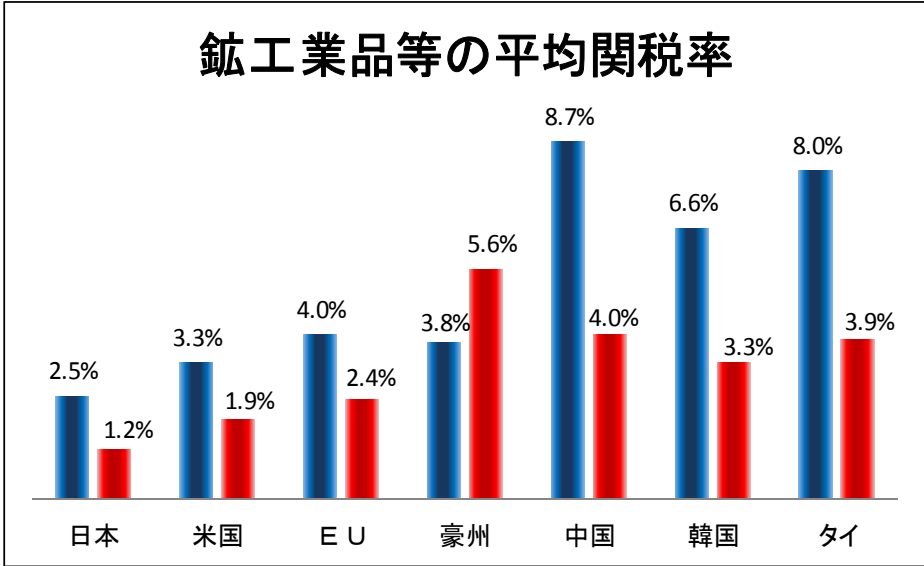
アジア合計

備考: 名目ベース、ドル換算。ASEANは、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10カ国を指す。NIEs3とは、韓国、台湾、香港のこと。

資料: Euromonitor International 2010から作成。

日本は世界に先駆けて関税を引き下げ。 鉱工業品については、最も低い水準。

- 新興国の追上げが厳しくなる中、新興国のみがEPA/FTAによる関税率引き下げのメリットを受けることは、我が国の競争力に大きな足かせ。



(出典) WTO "World Tariff Profiles 2010"

■単純平均 ■貿易加重平均

※ 上記は、WTO加盟国が実際に適用している関税率。二国間EPA/FTA締約国間における税率は反映しておらず、たとえば、韓国については、米国やEUとのFTAで大半の関税の撤廃(鉱工業品等については、最終的に全ての関税の撤廃)を約束している。

注1) 鉱工業品等(非農産品)は農産品以外すべての品目。
 注2) 単純平均関税率は実行税率の単純平均値。貿易加重平均関税率は実行税率を貿易量で加重した平均値。
 注3) ウルグアイ・ラウンド妥結を受けた日本の農産品の単純平均関税率(譲許税率に基づく数値)は、OECD資料によれば11.7%。但し、この数字は、1996年の時点で適切な輸入価格を設定することが困難で、従量税を従価税換算することができなかった品目等(例: コメ等)を除いた平均。

世界中の国を対象とするWTO交渉が難航する中、 特定国間のEPA/FTAが拡大。

- WTOは、全加盟国の同種の製品に対して等しく関税を削減。
- EPA/FTAは、WTOを補完し、締約国間のみの中で関税をさらに削減。同時に、WTOにない貿易・投資等のルールを定められる。

EUにおける主な高関税品目

	韓国	日本
乗用車	10% → 0%	10%
薄型テレビ	14% → 0%	14%

韓国企業に対する関税は、FTA発効後5年以内で全廃

米国における主な高関税品目

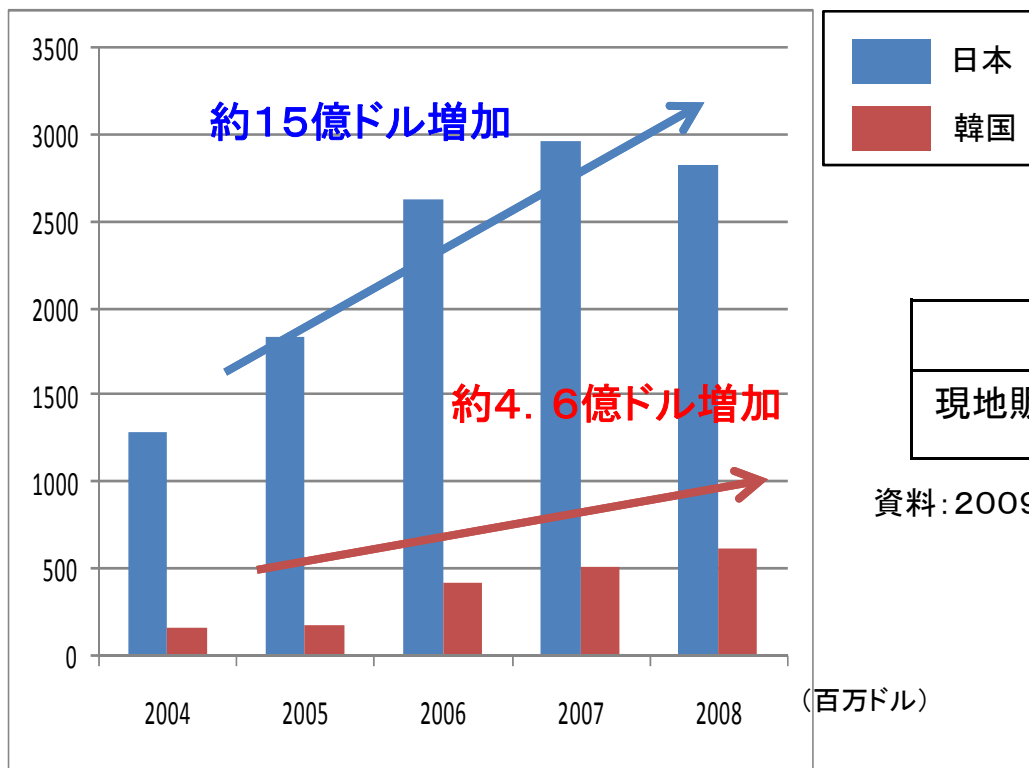
	韓国	日本
衣料品	11.3~32% → 0%	11.3~32%
トラック	25% → 0%	25%

韓国企業に対する関税は、FTA発効後10年以内で全廃

EPA/FTAで先行すれば、関税率等で他国より有利に。 日本製品の海外輸出の増加に役立つ。

- 日本が韓国に先行してメキシコとのFTAを締結。
→ 日本の自動車等の輸出は、韓国車に比べ大幅に増加。

＜日メキシコEPA発効(05年4月)前後の自動車等のメキシコへの輸出額と国内シェア＞



資料: World Trade Tariffより作成。

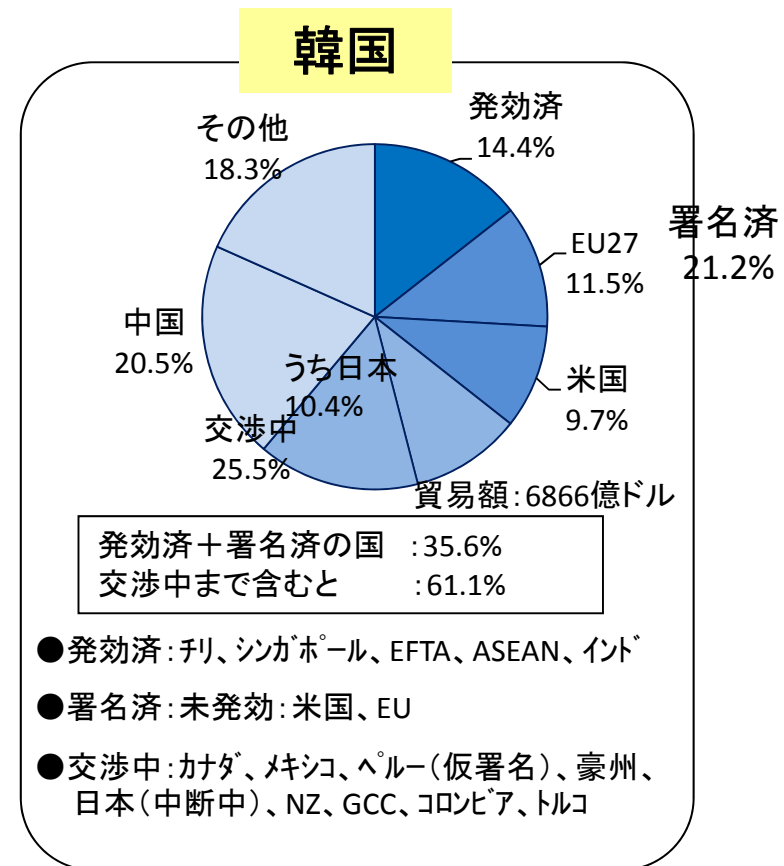
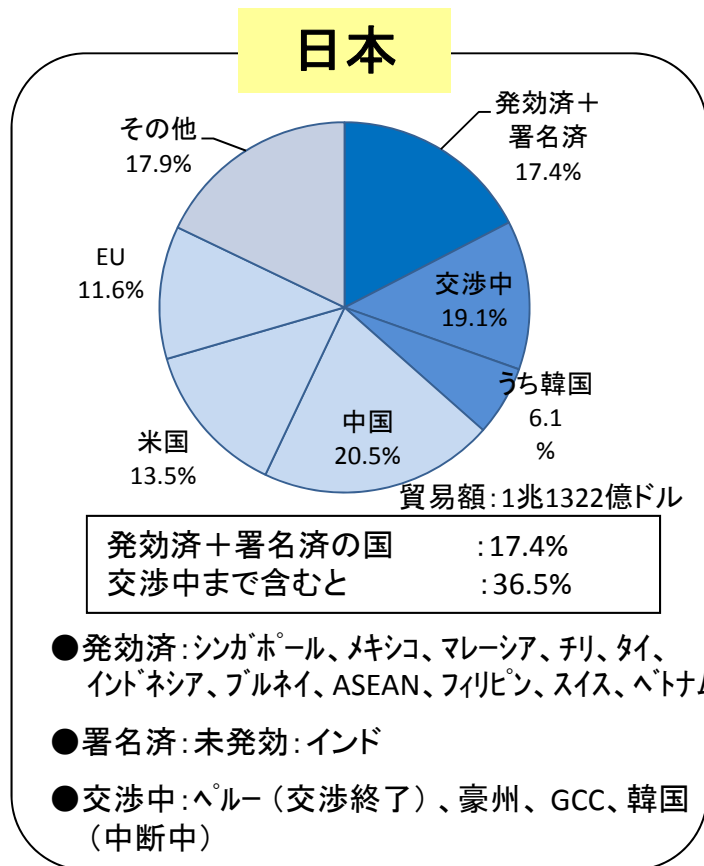
	04年度	09年度
現地販売台数シェア	27.3%	38.1%

資料: 2009年版ジェトロ貿易投資白書

シェアが約10%アップ

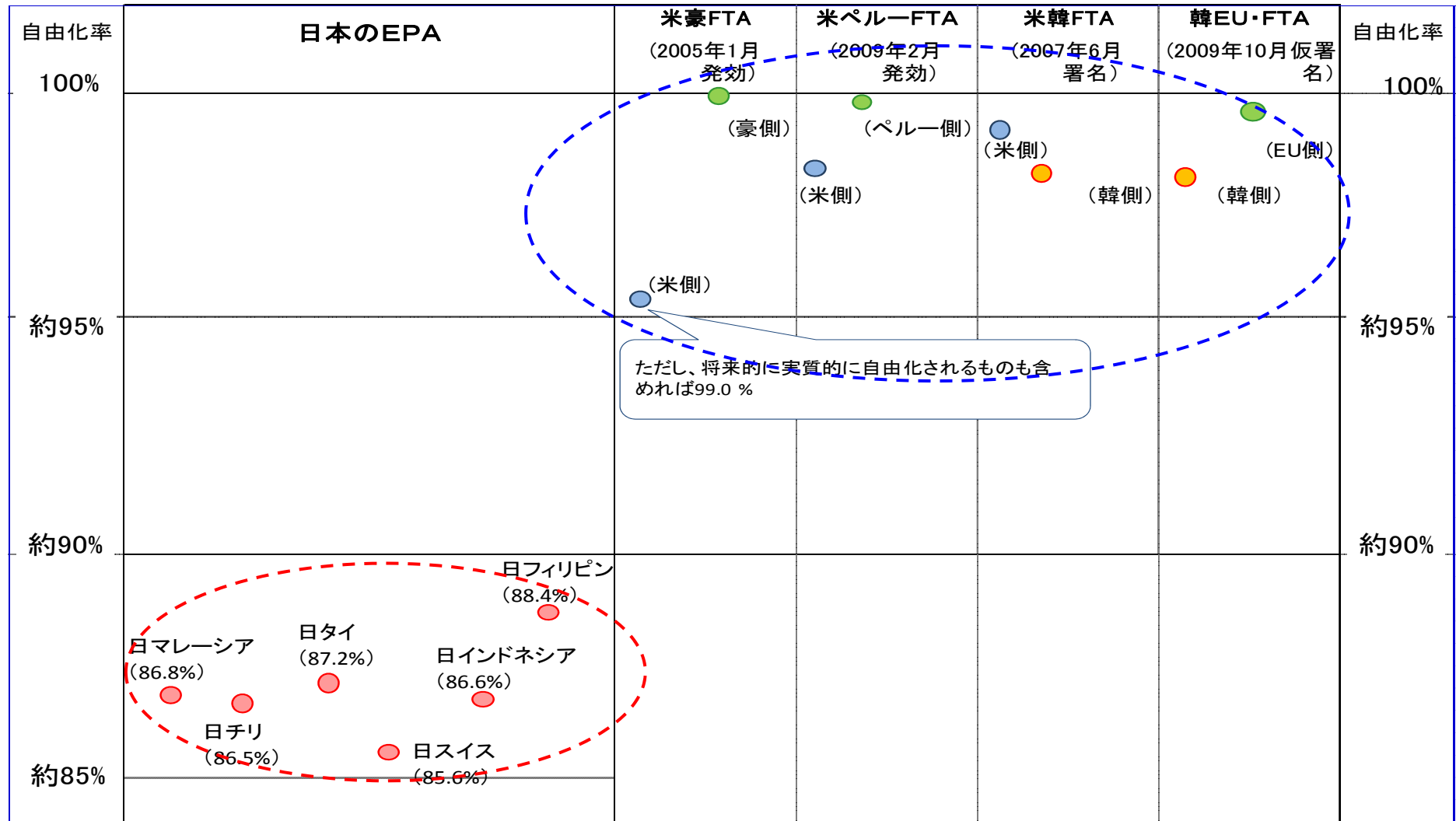
日本は、主要国とのEPA/FTAの締結で遅れを取っている。

- 日本はASEAN諸国等とのEPA/FTAを推進してきたが、米国・EU・中国といった世界の主要国とのEPA/FTAで遅れを取っている。
- 韓国と米国・EUとのEPA/FTAが発効すれば、我が国の輸出は、関税の面で不利になる。



注) 小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

我が国のEPA/FTAは、米国・韓国等甚至比自由化の例外が多い。米国の自由化率は、96%以上、100%近い。



(注)本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したもの。

但し、我が国のEPAについて、貿易額ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が輸入額に占める割合)を見ると概ね90%以上を達成。日ブルネイ及び日スイスとのEPAでは99%以上、日シンガポール、日マレーシア、日ベトナムとのEPAでは約95%。

国内市場が縮小する中、中堅・中小企業も含め、輸出や海外投資に取り組んでいる。農業にも輸出に取り組む動き。

- 海外での事業活動は、国内からの基幹部品や素材の輸出を誘発することで裾野の広い輸出拡大にも貢献。

産業機械メーカー A社

- 1985年から2007年の現地法人設立までにインドに累計約20台の大型機を納入。
- 2008年にインドに、販売・保守等を行う現地法人を設立。



- 現地法人の取引先は、日本企業のみならず、インド企業も含め、約30社にまで拡大。
- 現地要員の技術スキルを向上させ、保守部品を中心とした輸出に加え、新規顧客の開拓も行っている。



- 製造業だけでなく、小売、保険、外食、情報通信等の分野でも日本企業の海外進出は顕著。
- 日本の食文化を広める等の製造業にはない力を有するサービス業投資の推進は我が国にとって大きな課題。

清酒の輸出 B社

- 清酒の国内市場が収縮する中、危機感から海外市場の開拓を決心。
- 1990年代に、他の蔵元と連携してアメリカへの輸出販売を開始。
- 日本食ブームの追い風もあって、売上が伸びた。



- さらに、台湾、中国、韓国への輸出を開始し、売上げを伸ばしている。
- 最近では、海外に営業拠点も設立し、酒類販売業の免許も取得。



コンビニエンスストア C社

- 国内市場が飽和状態を見据え、海外展開を成長の原動力と位置づけ。
- 1988年の台湾を皮切りに韓国等、海外に積極的に出店。
- ホスピタリティ溢れる接客と清潔な店づくり等により、現地チェーンと差別化。



- 2010年までに海外に約8,100店舗を展開。(国内外の全15,789店舗の過半)
- 環太平洋地域に出店し、2015年までに、国内外で全25,000店舗を目指す。



Ⅲ. 我が国が取り組むべき課題

農業も工業も商業も、中央も地方も豊かになる国づくりを目指す。

1. 食と農林漁業の再生を図る。
2. 世界で活躍できる人材を育てる。
3. 経済活動の場としての日本の魅力を向上する。
4. 経済連携を推進する。
 - (1) 関税の不均衡是正
 - (2) 透明で予見可能性の高いルールづくり

基本的考え方

国を開いて、農業も工業も商業も、中央も地方も豊かになる国づくりを目指す。

- 地域や企業がアジア等と直接つながることで、誰もがグローバル化の恩恵を享受できる経済社会を作る。

工業製品も農水産品も、安全・安心・品質を武器に、大きな市場で輸出を拡大。

海外への投資で得た利益を国内に還流。

工場や研究所の立地を増大。

アジア等の成長を取り込んで、商工業、農林漁業、サービス、観光など様々な産業が助け合い、国・地域を支える国づくり。

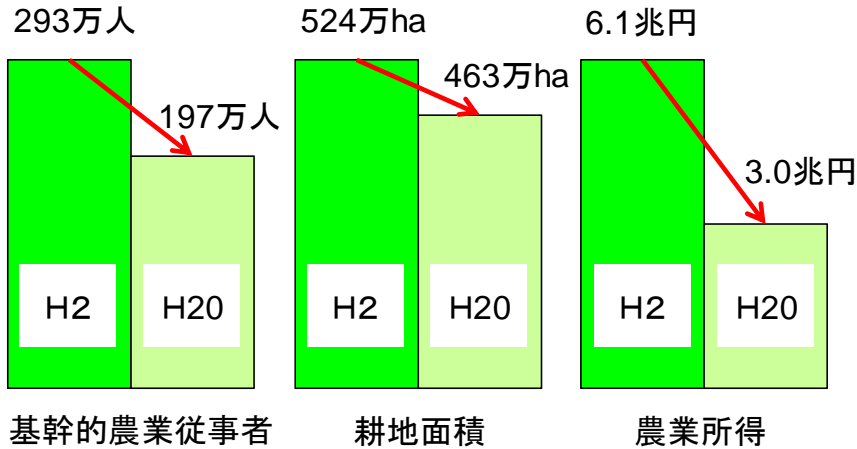
「もうかる」農業の育成。
地域を支える農業を応援。

海外からの観光客を増加。

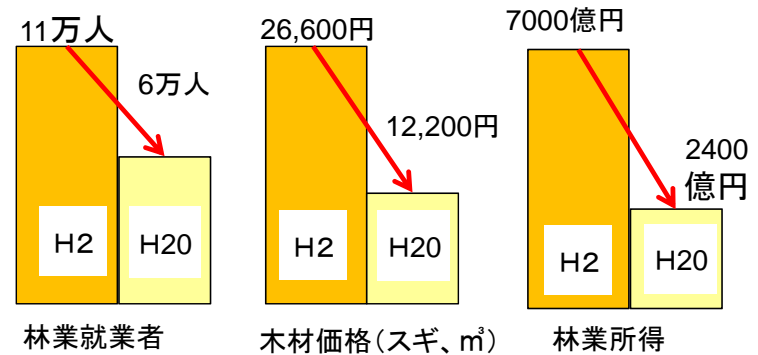
1. 食と農林漁業の再生

貿易自由化にかかわらず、農林漁業再生は待ったなし。

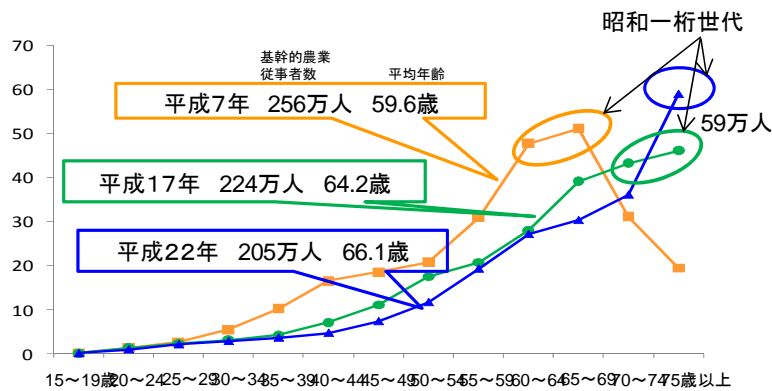
1 農業：人も土地も収入も脆弱化。



2 林業：木材価格が低迷、就業者・所得が減少。

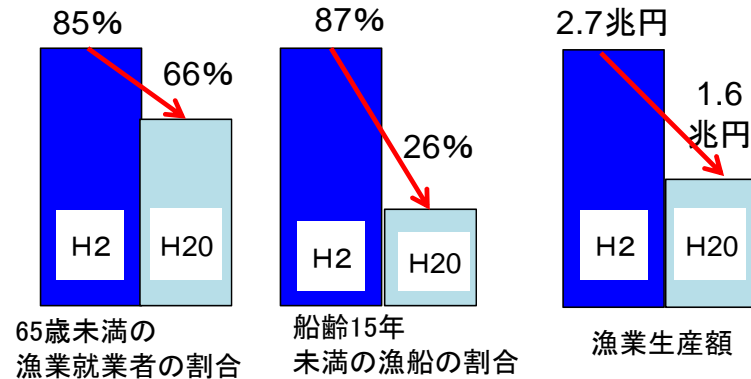


農業従事者の平均年齢は66歳と高齢化。



資料：農林水産省「農林業センサス」（平成22年については概数値）
 基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

3 漁業：就業者の高齢化や、漁船の老朽化が進行。

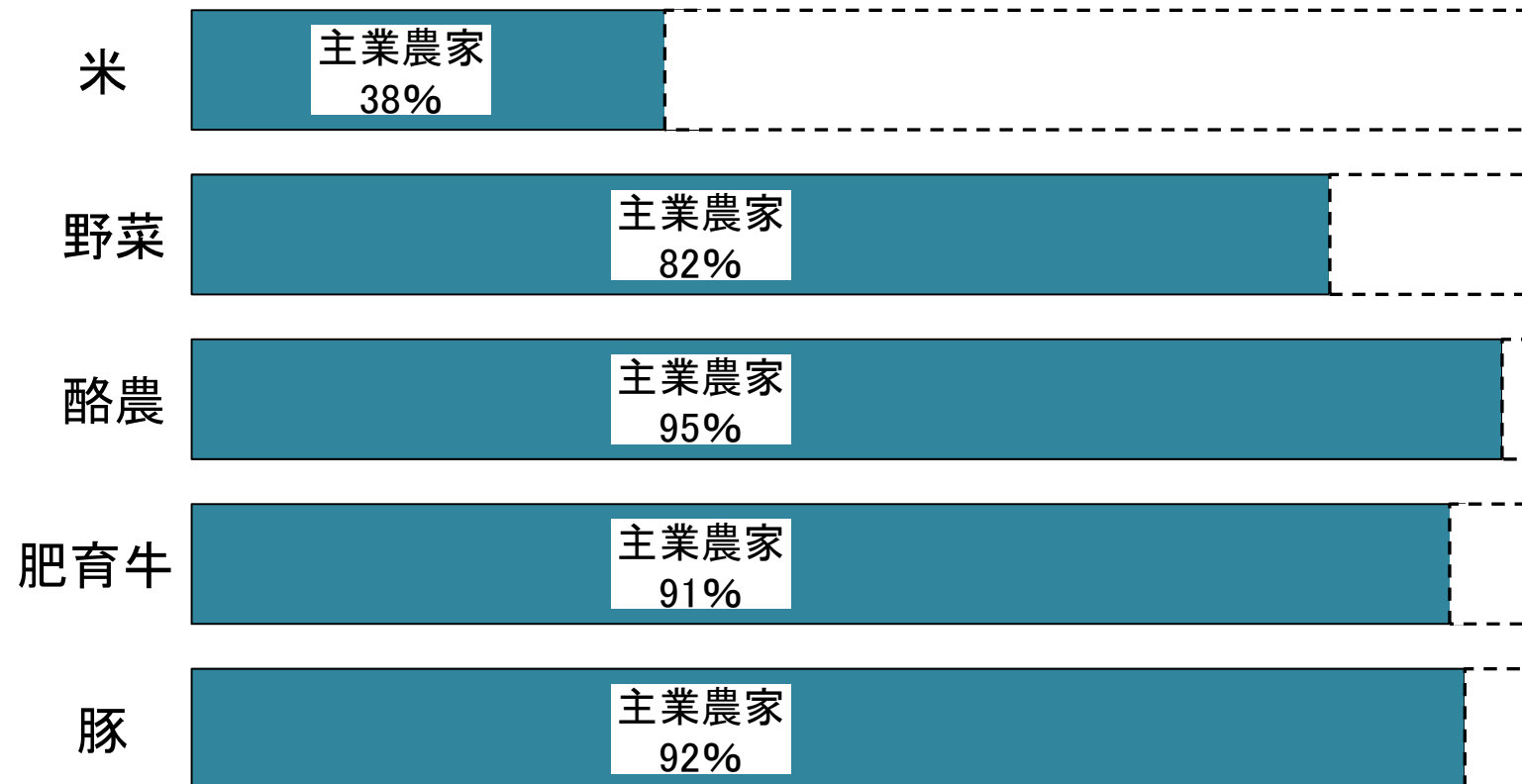


※数値は概算値。

我が国の農業の状況は品目によって異なるが、水田農業については、その体質強化が進んでいない。

- 主業農家の割合は、品目によって異なるが、コメは38%にとどまっている。

○品目別に見た農業産出額に占める主業農家のシェア(平成20年)



「攻め」の農政の展開

- 「戸別所得補償」、「六次産業化」等を既に開始
- 農林漁業が、成長産業となり、雇用の場となる



1. 競争力を強化

農村構造の変化に対応した意欲ある
「担い手」への農地集積

商工業と連携し六次産業化、輸出拡大

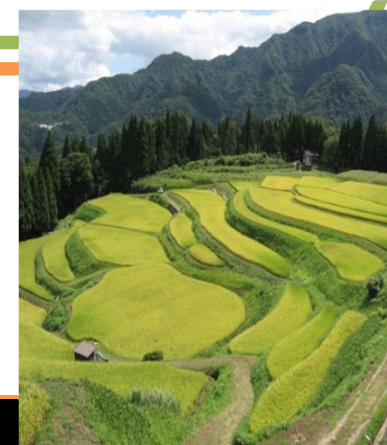
若者が担い手となる、新たな参入が進む



2. 農村を支える

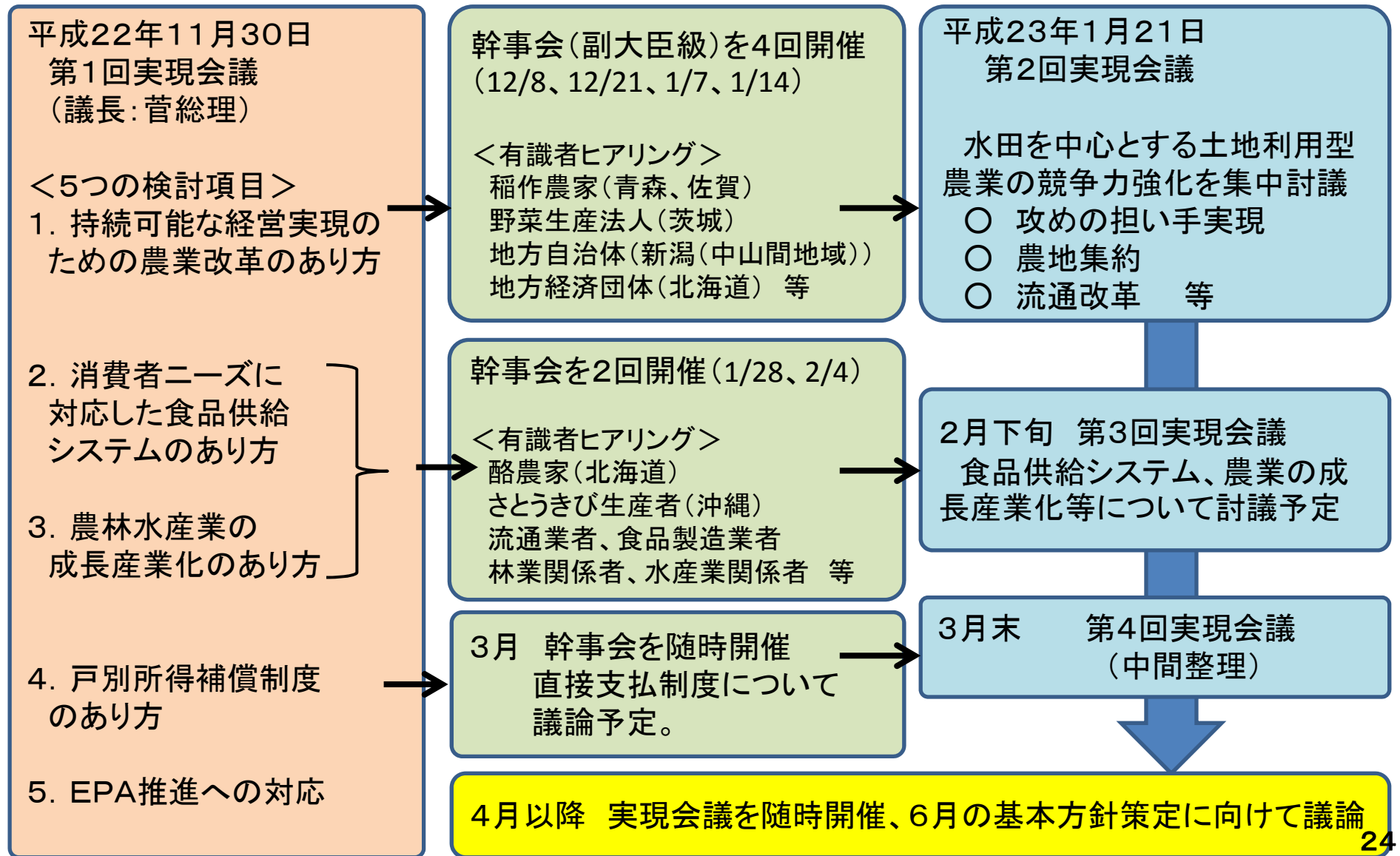
景観、環境等多面的機能を維持

産業と農業、都市と農村が共存共栄

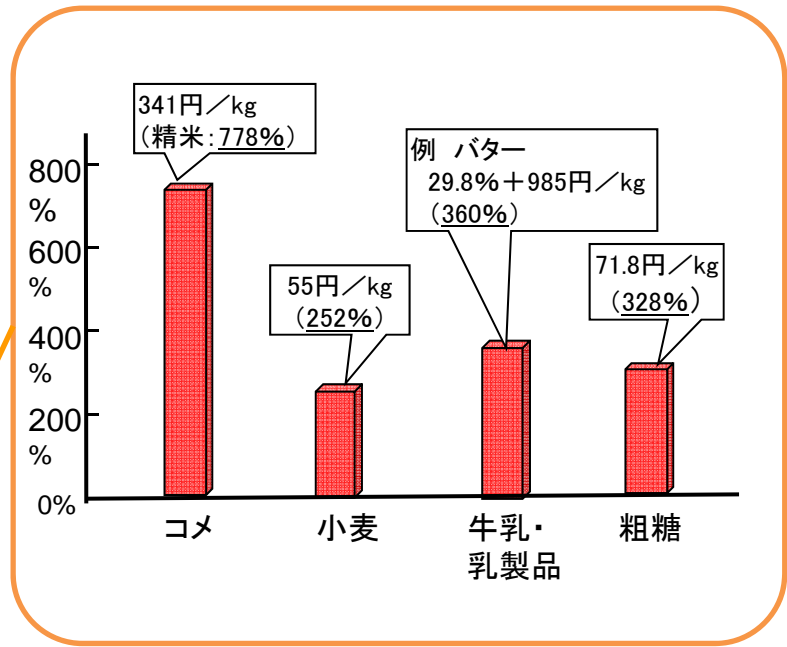
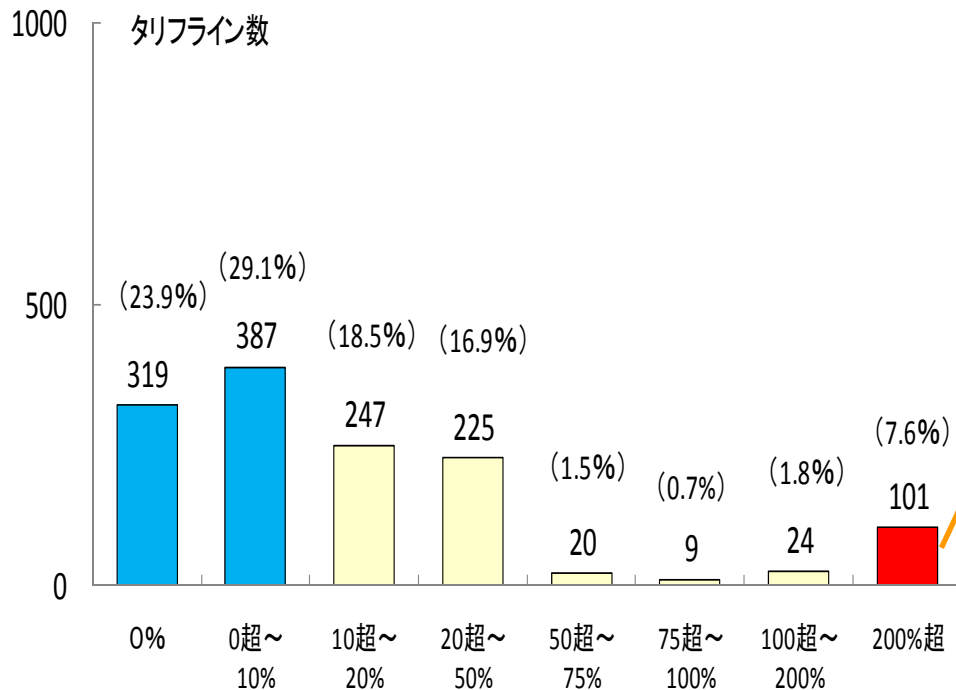


食と農林漁業の再生実現会議で検討中
— 6月 基本方針、10月 行動計画策定 —

「食と農林漁業の再生実現会議」において、
農林漁業者を始めとする有識者の意見を聞きながら、
我が国農業の潜在力を引き出す大胆な政策対応を検討中。



我が国の多くの農産品は関税率10%以下だが、土地利用型農業など一部農産品は高関税。



○ 政治的・経済的に重要で我が国に特に利益をもたらすEPA等については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、交渉を通じて高いレベルの経済連携を推進

○ 高いレベルの経済連携の推進と食料自給率の向上、国内農業・農村の振興との両立を図るため、食と農林漁業の再生推進本部において対策を検討

各国で行われている直接支払

国際比較が可能な2006年時点(日本での戸別所得補償制度の実施前)では、直接支払額は米国1.9兆円、EU8.5兆円、日本0.7兆円。農業所得に占める割合は、各国の農業の実情や政策体系によって異なる。

	米 国	E U (25)	日 本
① 直接支払額(億円)	18,512	84,598	6,943
② 生産農業所得(億円)	118,277	183,229	30,803
③ 農業純所得(億円) (生産農業所得 - 雇用労賃等)	68,063	107,900	24,548
④ 直接支払額/生産農業所得 (①/②)	16%	46%	23%
⑤ 直接支払額/農業純所得 (①/③)	27%	78%	28%

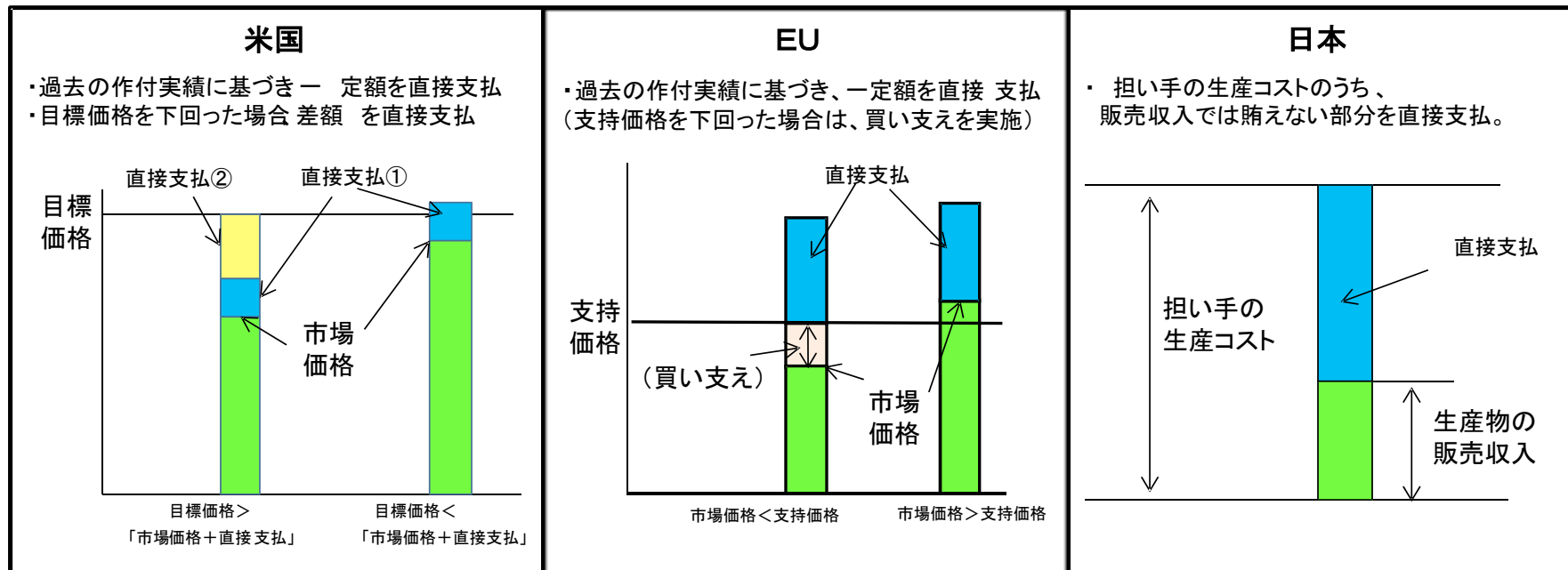
注1 直接支払額は、各国WTO通報(2006)による試算

注2 米国の生産農業所得、農業純所得は「USDA/ERS」のNet value added, Net Farm Income。

注3 EUの生産農業所得、農業純所得は「Eurostat Database」のFactor income, Entrepreneurial income。

注4 日本の生産農業所得は、農林水産省「生産農業所得統計」より。農業純所得は、農業経営統計調査報告より雇用労賃等を推計し算出。ただし、雇用労賃等の推計に当たっては、データの制約から自給的農家、農協による農業経営等は含まれていない。

直接支払制度の比較(2006年時点)

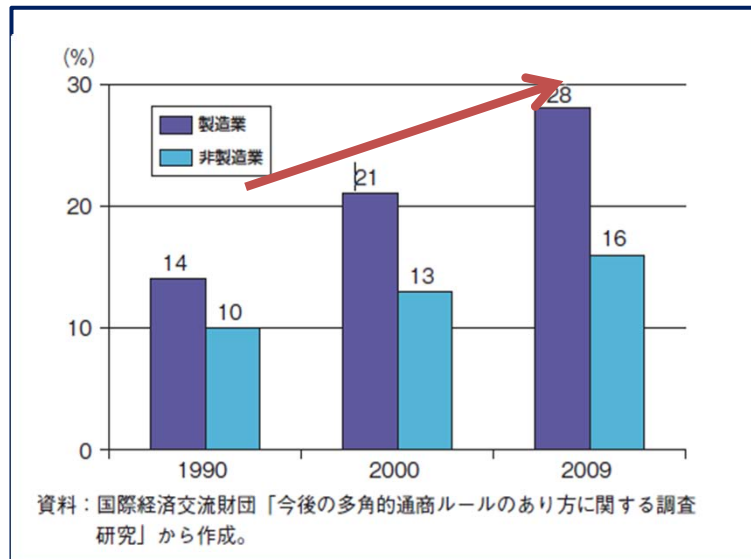


2. 世界で活躍できる人材の育成

グローバル化に対応した人材育成・活用が日本再生の鍵

- **企業の海外進出は益々進展。海外進出のうえでの最大の課題は人材。**
【経済産業省調査】「海外拠点の設置運営にあたっての課題」
第1位：グローバル化を推進する人材の確保・育成（74.1%） 第2位：進出先の法制度等（42.2%）
- **国際的な経営能力、コミュニケーション能力に対するニーズが高まっている。**
 - ① **国籍を問わず優秀な人材を採用する傾向**
【民間機関調査】2011年に外国人留学生を採用する企業は全体の21.7%（前年比2倍）
 - ② **人材に英語力を求める傾向**
【転職支援企業の英語求人に対する実績】2010年7月時点で前年比2.34倍。求人全体シェアは20.1%

海外売上高の拡大



グローバル人材戦略を取る日本企業の例

- 楽天、ユニクロ・・・英語を社内共通語に。
同時に多様な国籍・人種の採用を開始
- 日立製作所・・・海外勤務を前提とした新卒採用。
- パナソニック・・・2011年新卒採用の8割は現地採用外国人。

グローバル人材の育成が急務

我が国のマネジメント層の国際経験は、アジアの中でも低評価

香港 2位 台湾 25位 韓国44位 日本53位 中国 57位
(出典：IMD World Competitiveness Yearbook)

内向き傾向を打破し、たくましい人材を育成する。 — 企業や国際機関、大学・研究機関等、世界で活躍 —

- 「資金」、「語学力」、「卒業・就職」の問題を解決し、日本人の留学を容易に
- 質の高い留学生や高度人材の受入れを進め、日本社会での活躍の場を広げる

英語力
強化

大学の
国際化

留学への
積極評価

対
策
の
例

○小学校からの英語学習の導入

○海外の大学との単位互換やダブル・ディグリー、交換留学
制度の推進

(例: 日中韓の大学交流を進める「キャンパス・アジア」構想等)

○長期留学への呼び水となる短期留学を奨励

(平成23年度: 受入れ・派遣、新規各7,000人)

○企業の雇用慣行として「Gap Year」や「日本人留学生採用枠の設置」を促進

* Gap Year ; 大学卒業から就職までの一定期間等の間に、留学やボランティアなど様々な社会体験をし、見識を広げることを推奨するもの



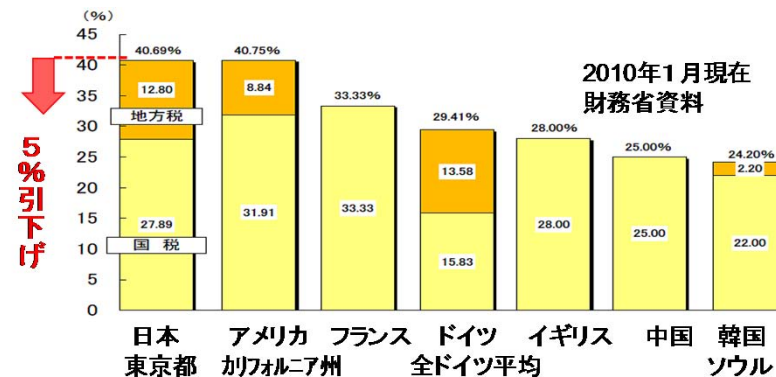
3. 日本の経済活動の場としての魅力を高める

- 法人実効税率の引下げや国家戦略プロジェクトの推進等、様々な措置を講じて、国内経済の活性化を図る。同時に、海外の活力を呼び込む。

●日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクトの推進

- ・ グリーンイノベーション・ライフイノベーション等

●法人実効税率の引下げ (5%)



●日本の優れた技術の海外展開の促進

- 日本の優れた技術の海外展開を、トップ・セールス等により、政府横断的に支援。

(例) 原子力発電所、都市鉄道、高速鉄道等



●国際標準化戦略の推進

- 電気自動車、次世代型の送電技術等の日本の優れた技術について国際標準化を努力。



●グローバル企業の国内投資の促進

- 投資への補助
- グローバル企業の研究開発拠点等の立地促進(5年間・法人税の20%所得控除等)
- 投資手続き、在留資格の審査手続きの迅速化 等

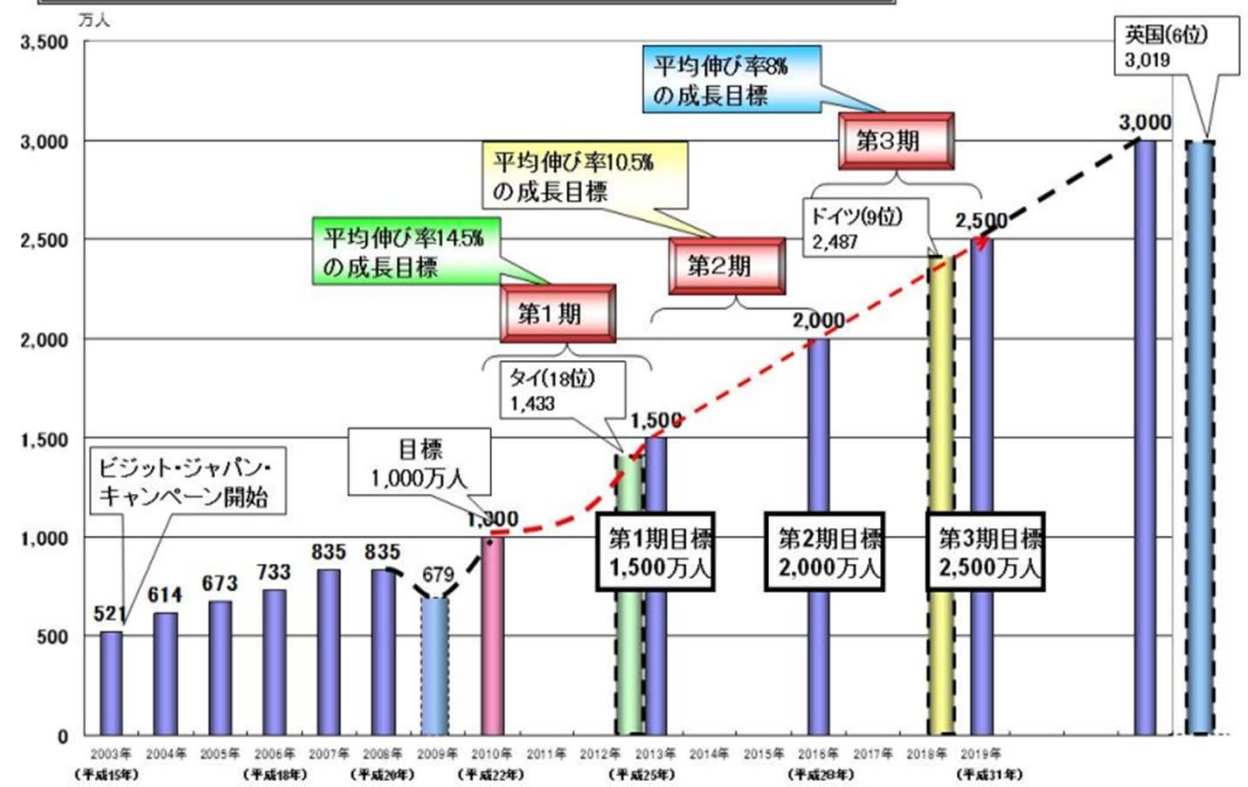
●海外からの観光客の拡大

- VISIT JAPAN キャンペーン等の実施



訪日外国人3,000万人へのロードマップ～3期ローリングプランで2,500万人(2019年)～

世界経済や為替が安定していること、戦争や疾病の流行が発生しないこと等を前提とする。



4. 経済連携の推進

世界の主要な貿易相手国・地域と高いレベルの経済連携を進める。
その成果をWTO等につなげ世界共通のルールとしていくことを目指す。

□ アジア太平洋地域以外の 主要国・地域

- 早期にEUとのEPA交渉に入るための調整を加速する。

□ アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現

- **日豪EPA**交渉の妥結や**日韓EPA**交渉の再開に向けた取り組みを加速。
- **日中韓FTA**、**ASEAN+3**、**+6**等の研究段階の広域連携等を可及的速やかに実現。
- **TPP**については、情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始。

□ その他の国・地域

- その他の国々についても、EPAの締結を含めた経済連携関係の強化を積極的に推進。

(1) 輸出相手国との鉱工業品に関する関税率不均衡を是正する。(EPA/FTA・WTOの積極推進①)

- 米国、EU、中国といった世界の主要国とEPA/FTAを結べば、先行する他国と同様に、我が国からの輸出品も関税を引き下げられる。
- WTOの早期締結に努力する。

EU、米国、中国の主な高関税品目

EU		
工	薄型テレビ	14%
工	トラック	10%-22%
工	乗用車	10%
工	カメラ用レンズ	6.70%
工	プラスチック製品	6.50%

米国		
工	ガラス製品	5-38%
工	ベアリング	9%
工	衣料品	11.3-32%
工	トラック	25%
工	綿織物	16.50%

中国		
工	二輪車	45%
工	薄型テレビ	30%
工	乗用車、バス	25%
工	蓄電池	10-12%
工	液晶デバイス	5-12%

- 既に締結したEPA／FTAでも、高関税品目が残っている。
- これまでのEPA／FTAは、自由化レベルの高いEPA／FTAではなく、お互いに例外を広く認めてきたことが背景。

ベトナム			
農工	品目	日本とのEPAの譲許内容	2010年のEPA税率
農	ワイン	税率50%へ引き下げ (16年目)	65%
農	ビール	税率50%へ引き下げ (16年目)	65%
農	コーヒー	15年撤廃	35%
工	中古衣類	除外	100%
工	二輪車	税率50%へ引き下げ (16年目)	90%
工	バス	除外	83%
工	乗用車	除外、一部再協議	83%
工	トラック	除外	80%

マレーシア			
農工	品目	日本とのEPAの譲許内容	2010年のEPA税率
農	ミルク及びクリーム	除外	50%
農	鶏肉	除外	40%
農	合板	7年撤廃	15%
農	キャベツ(生鮮)	関税割当	100tまで無税
工	熱延、冷延、めっき鋼板	10年撤廃	27.3%
工	乗用車	9年撤廃	25%
工	二輪車	9年撤廃	25%
工	油又はガス輸送用ラインパイプ	6年撤廃	14.3%
工	鉄鋼製のケーブル	7年撤廃	11.3%

・出典：IDB

(2) 国際化の流れの中で透明で予見可能性の高い共通ルールを作る。(EPA/FTA・WTOの積極推進②)

- 関係国間で投資や規制等についての共通ルールを作ることで、貿易・投資の拡大を図るとともに、雇用、技術、所得を守る。

(共通ルールの例)

1. 技術を守り、技術で稼ぐ

- 国による技術移転要求の禁止
- 模倣品や海賊版の取締り強化
- 等

2. 海外での利益を守る

- 規制の変更前の説明・意見公募を義務化
- 自国民の雇用要求、政府調達での差別を禁止
- 投資先の利益の送金制限を禁止
- 等

3. 事業活動を不利にせず、雇用を守り、増やす

- 自国産部品の優遇措置の禁止
- 環境保全規制や労働者保護規制の徹底
- 等

4. 経済や生活の安全を確保

- 資源・食料の輸出制限を禁止・抑制
- 安全基準や事故情報を共有

5. 中小企業の貿易を促進する

- 貿易に関する手続きを簡素化
- 貿易制度の公表等、ルールを透明化

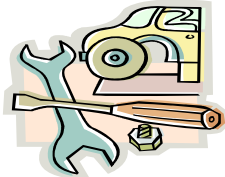
6. 日本の強みを活かせる「標準」を作る

- 規制・標準作りの初期段階からの意見提出の可能化
- 等

技術を守る・技術で稼ぐ。

- 技術移転に関する外国政府の介入を制限することで、不本意な技術流出を防ぐとともに、日本企業の利益を海外から還流させることができる。
- 模倣品・海賊版の拡散を防止する仕組みを作ることで、日本の正規品の販売を促すことができる。

技術を守る



問題事例

- 外国政府から、ITセキュリティー技術等の先端技術の開示を要求される。
- 合併企業への技術流出

実現すべきルール(例)

- 政府による技術移転要求の禁止
- 技術開示に関するルール

技術で稼ぐ



問題事例

- 外国政府による、技術ライセンスの対価(ロイヤリティー料率)の上限規制
- 外国政府による、技術ライセンス契約期間に関する規制

実現すべきルール(例)

- 事業者同士のライセンス契約に関する政府介入の禁止

知的財産を守る



問題事例

- 日本製品の優れたデザインや、音楽・映像等のコンテンツが海外で模倣され、正規品の販売が減少する。

実現すべきルール(例)

- 模倣品・海賊版の取り締まりの強化

日本企業の海外での利益を守る。

- 外国政府による突然の規制変更を防止することで、海外に進出した日本企業の利益を守ることができる。
- 外国政府による一般的な産業分野での出資規制等を制限することで、日本企業が海外での事業を行いやすくなる。

外国の突然の規制変更を防ぐ



問題事例

- 外国政府が、突然規制を変更・強化することにより、日本企業の投資案件が停止に追い込まれるケースがある。

実現すべきルール(例)

- 規制変更前の説明手続
- パブリック・コメントの義務化

海外で事業を行う際のハンディをなくす



問題事例

- 一般的な産業分野での外資出資や従業員の国籍に関する規制を設けている国があり、海外進出の足かせになっている。
- 国内企業に対する過剰な財政支援を行っている国があり、公平な競争環境が整っていない。

実現すべきルール(例)

- 資本規制の制限
- 自国民雇用要求の制限
- 政府調達等での国内企業優遇措置の制限

日本の強みを世界へ ～脱ガラパゴス～

- 日本が強みを持つ優れた先端技術や環境技術を「標準」とすることで、日本企業の競争力を強化する。

日本の産業界の強みを活かせる「標準」をつくる

問題点

市場で我が国の技術が「標準」を確保できないこと、各国の「規制」が我が国と異なっていることが、海外市場を獲得する際の大きな障害になっている。

実現すべきルール・協力(例)

- 統一市場を創り、デファクト・スタンダードを取りやすくする。
- 日本の産業界に有利な標準化を他国と連携して構築。さらに、それを世界に展開するためのISO(国際標準化機構)、IEC(国際電気標準会議)等との協力体制の整備。

【標準化の例】

電気自動車と充電インフラとのインターフェイス
電気自動車用の車載電池の性能評価方法、安全性評価方法
スマートグリッド

- 各国の規制・標準が日本の産業界にとって望ましいものになるよう、規制・標準づくりの初期段階から意見を出せるようにする。

IV. 経済連携の具体的な取組み

- 二国間や広域のEPA／FTAを組み合わせ、世界の主要国・地域との経済連携を推進。

WTOドーハ・ラウンド交渉における今後の取組

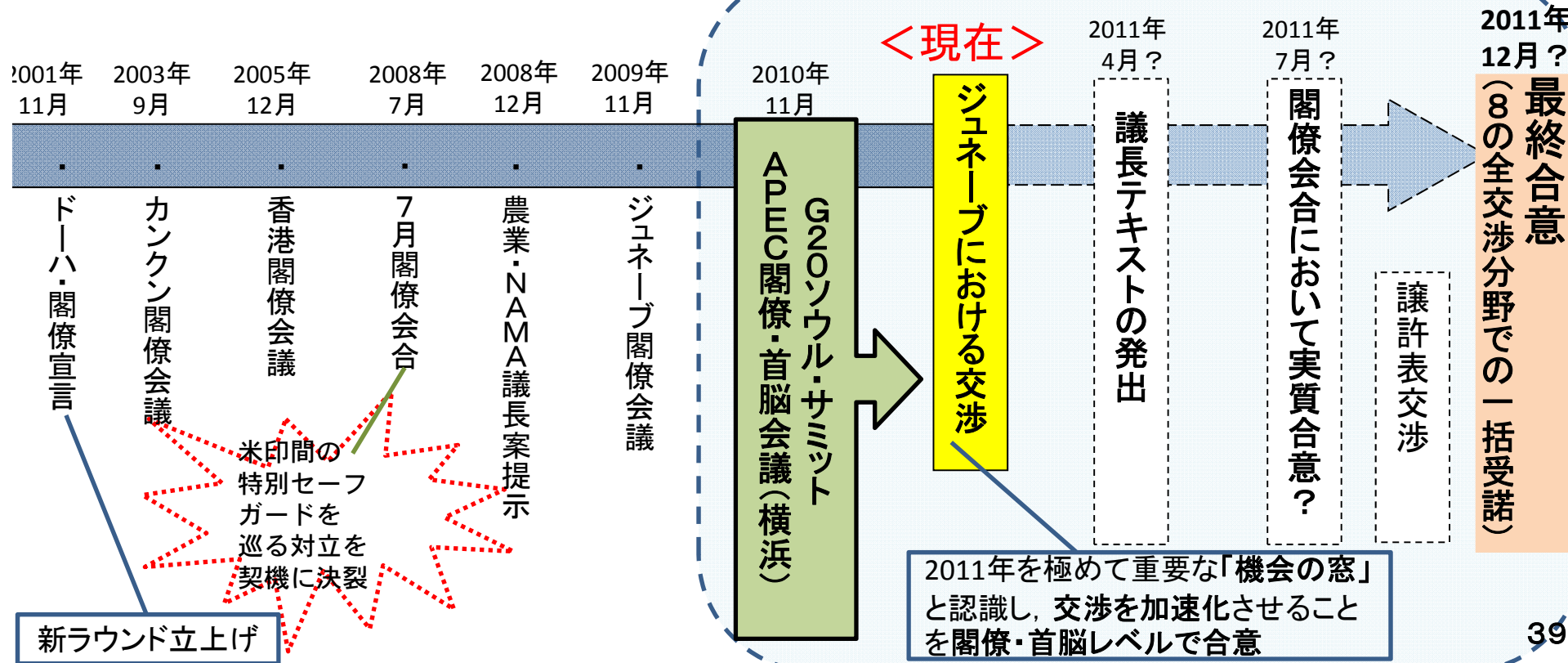
<交渉経緯>

ドーハ・ラウンド(2001年11月~)

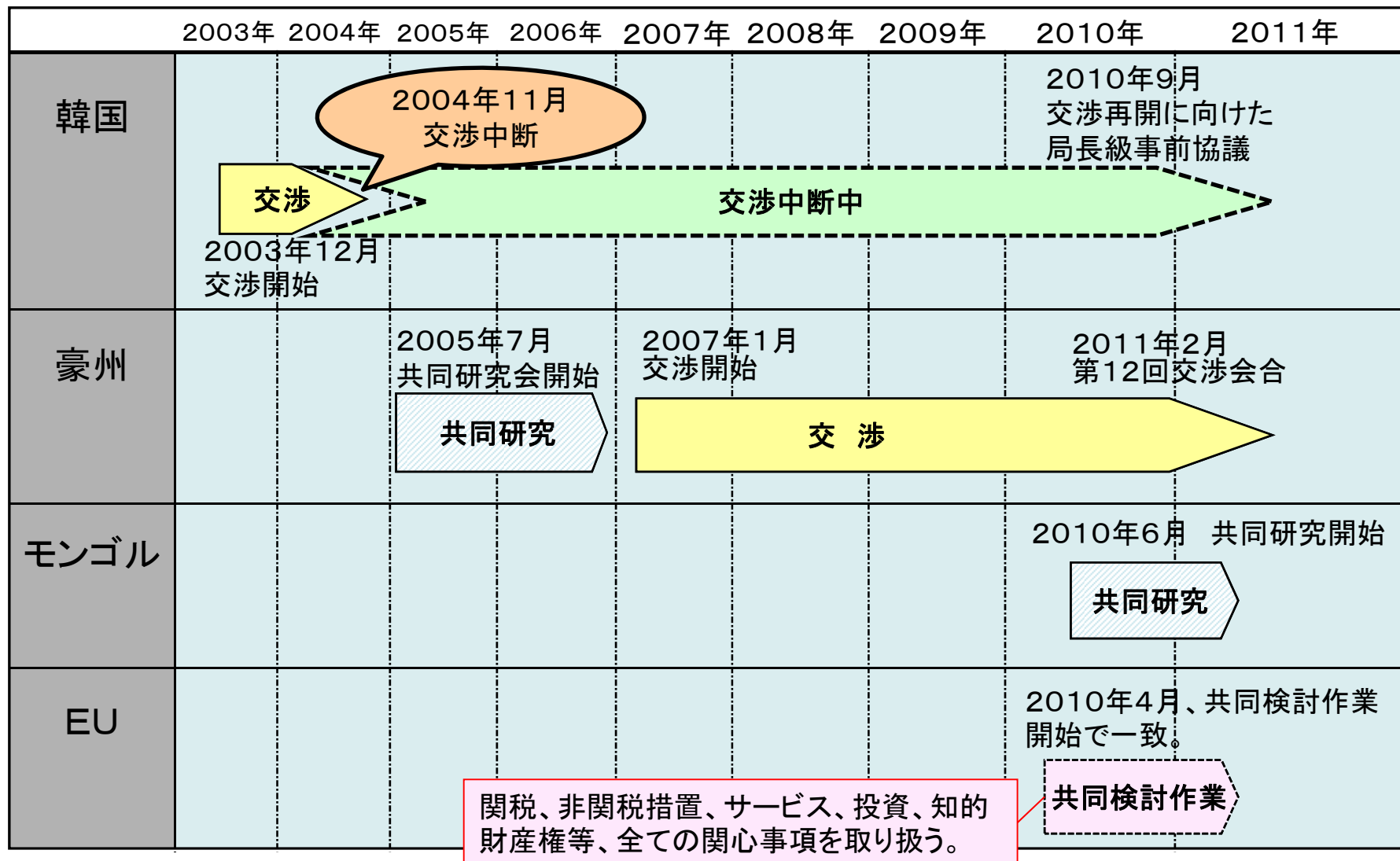
- ・ 2011年は交渉開始から10年目
- ・ 8つの交渉分野を抱え、加盟国の増大(153ヶ国・地域)により交渉が難航し、長期化。

<我が国の今後の取組>

交渉への対応が、「国を開き」、「未来を拓く」プロセスの一つを形成するとの認識の下、我が国の貿易利益拡大、多角的貿易体制の強化及び保護主義抑止のため、野心的でバランスのとれた形で早期に妥結させるべく交渉に取り組む。

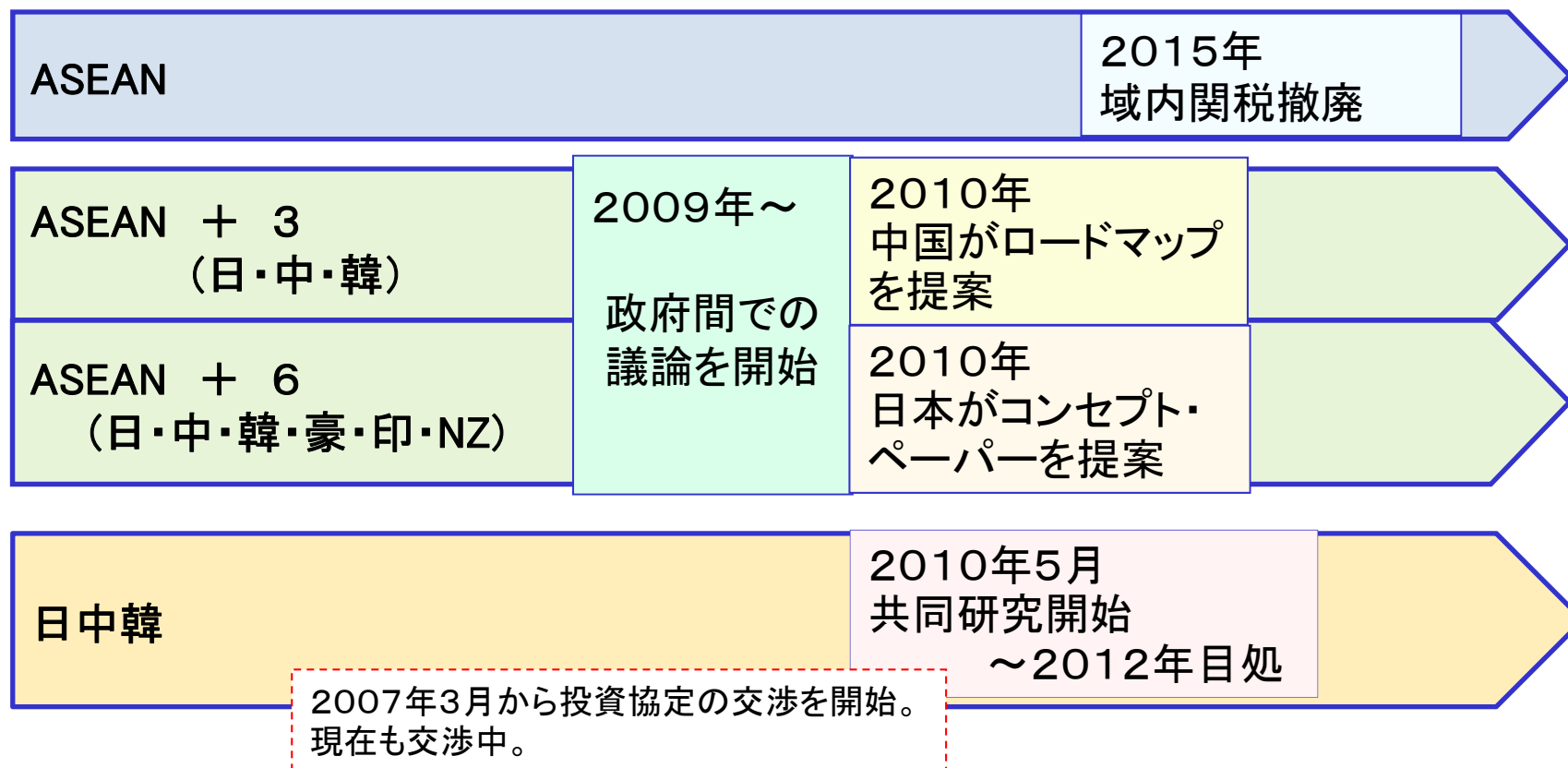


インドと協定に署名。ペルーと交渉完了、豪州と交渉中。
 モンゴルと共同研究中。さらに、韓国との交渉再開・EU等
 との交渉入りを目指している。



アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)実現のため、 広域経済連携に取り組む。

- ・ 日中韓は2012年目途に共同研究中。
- ・ ASEAN+3、ASEAN+6はコンセプト段階。



TPP交渉参加国は、今年11月までの妥結を目指し交渉中。
我が国としては、情報収集を進め、6月を目途に交渉参加
について結論。

- 米国はTPPに関心を集中。現在、9か国が交渉に参加。

協定で定められる見込みの事項

参加国

米、豪、ペルー、チリ、ベトナム、シンガポール、
ニュージーランド、ブルネイ、マレーシア

➤物品の関税:

- ・原則全ての関税の撤廃を目標とするが、段階的な撤廃は認める。
(除外は極めて限定的だが、最終的には交渉次第。)
- ・品目ごとの具体的な交渉は本年1月以降本格化。

(注1) P4協定では全関税品目の8割、米国の既存の協定では8~9割が即時に関税を撤廃。

(注2) 自由化の完全な例外はP4協定では極めて限定的。米豪協定では米国の砂糖等に認められている。

※ P4協定:チリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイによるEPA/FTA。2006年発効。

➤その他のルール:

- ・サービス、投資、知的財産、労働、環境など広範な貿易・投資に関するルールを検討中。
 - 投資先からの送金制限の禁止
 - 模倣品対策・海賊版対策の徹底
 - 労働者保護や環境保護の規制を緩め、投資や輸出を促すことを禁止
 - 内外のサービス事業者に対する差別の禁止
 - 商用関係者の移動の円滑化

等

現時点で予想されるTPP交渉参加の意義と留意点

TPP交渉参加の意義

- 米国を含むアジア太平洋の成長を取り込む枠組みとなる可能性。
- TPPで決められるルールが、アジア太平洋地域の実質的な貿易・投資等の基本ルールになっていく可能性。
- アジア太平洋の地域経済を統合する枠組み作りに、日本がリーダーシップを発揮。

TPP交渉参加の留意点

- 予め特定セクターの自由化を除外して交渉に参加することは認められない。
- 10年以内の関税撤廃が原則。(除外は極めて限定的だが、最終的には交渉次第。)
その影響について注視する必要。
- 交渉参加にあたって、既存の二国間の懸案への対応を求められる可能性がある。
- 関税撤廃分野以外にも、幅広い分野の自由化やルールづくりが検討されており、その影響についても注視する必要。